

令和 8 年

第 1 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 3 号

2月2日(月曜日) 南多摩斎場待合室 212、213号室

出席議員(10名)

1 番	五 間	浩	2 番	森	喜 彦
3 番	白 川	哲 也	4 番	藤 田	学
5 番	上 杉	ただし	6 番	石 山	ひろあき
7 番	渡 辺	力	8 番	田 島	きく子
9 番	わたなべ	三 枝	10 番	伊 藤	あゆみ

出席説明員

管 理 者	石 阪	丈 一	副 管 理 者	初 宿	和 夫
副 管 理 者	阿 部	裕 行	副 管 理 者	高 橋	勝 浩
監 査 委 員	福 島	基	会 計 管 理 者	田 中	隆 志
八 王 子 市			八 王 子 市		
市 民 部 長	中 部	い ず み	斎 場 霊 園 事 務 所 長	清 水	隆 弘
町 田 市			町 田 市		
市 民 部 長	横 山	法 子	市 民 総 務 課	荒 木	一 泰
多 摩 市			多 摩 市		
市 民 経 済 部 長	磯 貝	浩 二	市 民 課 長	松 下	恵 二
稲 城 市			稲 城 市		
市 民 部 長	清 水	和 志	市 民 部 長	蛭 川	功 一
日 野 市			日 野 市		
環 境 共 生 部 長	川 鍋	孝 史	環 境 政 策 課 長	成 澤	綾 子

出席事務局職員

事 務 局 長	中 村	哲 也	主 査	吉 田	浩 司
主 査	萩 生 田	淳	主 任	三 森	威 典
速 記 士	波 多 野	夏 香			

2月2日(月) 議事日程

午後 2 時開議

- | | | |
|-----|------------|----------------------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | 第 1 号議案 | 令和 7 年度(2025 年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第 1 号) |
| 第 6 | 第 2 号議案 | 令和 8 年度(2026 年度)南多摩斎場組合会計予算 |
| 第 7 | 行政報告 | 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について |

会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午後2時11分 開会

○議長（五間浩） これより令和8年（2026年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（五間浩） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番 田島 きく子議員

9番 わたなべ三枝議員

○日程第2
会期の決定

○議長（五間浩） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。

○日程第3
諸報告

○議長（五間浩） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご報告申し上げます。

令和8年1月15日、管理者から令和8年（2026年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を2月2日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案3件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。
以上で報告を終わります。

○日程第4

報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年12月23日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和7年12月23日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものでございます。

内容につきましては、東京都人事委員会勧告等を参考に、期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間支給月数を現行の4.85月分から4.9月分に引き上げるものです。

また、給料表の給料月額増額、27歳以下の職員に係る住居手当の増額、及び課長級の給料月額の下限額の引上げをするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

第1号議案 令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（五間浩） 日程第5、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第1号議案 令和7年度（2025年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出における項目間の増減のみを行うものでございます。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

先ほど管理者が申し上げたとおり、歳入歳出の総額の変更はございません。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、上段の歳入予算につきましてご説明申し上げます。

順番が前後して申し訳ございませんが、まず第4

款、繰越金1,086万3,000円の増額は、令和6年度からの繰越金の確定によるものでございます。この繰越金の確定により、第1款、分担金及び負担金を1,086万3,000円減額し、2億3,913万7,000円とするものでございます。

各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

次に、下段の歳出予算でございます。

第2款、総務費は、会計年度任用職員の報酬単価及び賞与の支給月数引上げに伴い報酬を31万6,000円、給与改定に伴い給料を32万3,000円、報酬・給与の増額に伴い共済費を16万円それぞれ増額する一方、職員手当等を79万9,000円減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（五間浩） 日程第6、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第2号議案 令和

8年度（2026年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,392万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場に関わる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

先ほど管理者が申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億2,392万3,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金、項の1、負担金、目の1、負担金につきましては、組織市負担金として令和7年度当初予算から8,000万円増額し、3億3,000万円を計上させていただきました。

各組織市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。こちらは各市の予算との関係から円単位で表記しております。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料9,263万7,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外火葬室使用料、式場使用料、霊安室使用料を計上したものでございます。

これらにつきましては、前回の議会で行政報告させていただきました令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合事業運営計画に基づき算出したものでございます。

同項、目の2、総務使用料63万6,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入、項の2、雑入、目の1、雑入64万6,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は、議長、副議長、議員に対する報酬でございます。

節の9、交際費3万円は正副管理者、議員等に対する議長からの弔慰金でございます。

節の10、需用費1万2,000円は、議会運営に要する消耗品費でございます。

節の11、役務費10万3,000円は、議会時の筆耕翻訳料でございます。

続いて、第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,726万7,000円は、正副管理者、組合雇用の会計年度任用職員及び行政不服審査会委員の報酬でございます。

会計年度任用職員につきましては、火葬日数増加等に対応するため、1名増員し、4名分を計上させていただきました。

節の2、給料から節の4、共済費までは派遣職員を含む組合職員4名の人件費等でございます。

節の8、旅費3万円は事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費3万円は副管理者、議員等に対する管理者からの弔慰金でございます。

節の10、需用費66万9,000円は、事務用消耗品費、印刷製本費などでございます。

節の11、役務費51万8,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び銀行振込手数料や保険料などでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

節の12、委託料1,874万円は、町田市への会計事務や工事設計等事務の委託料、公会計支援業務委託料、業務システム管理業務委託料など事務局業務の委託料でございます。

令和8年度は、受付システム改修業務委託料、斎場職員ストレスチェック業務委託料、南多摩斎場あり方検討業務委託料を新たに計上させていただきました。

節の13、使用料及び賃借料222万3,000円は、複写機、ビジネスホンの借上料などでございます。

節の18、負担金補助及び交付金10万7,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金67万3,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして、職員給料の4%

を積み立てるもので、併せて利子も計上しております。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億4,515万2,000円につきましては、火葬及び式場運営に係る消耗品のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が5,498万4,000円、電気代や水道代などの光熱水費が2,269万9,000円でございます。

また、修繕料6,446万9,000円は、火葬炉設備に係る修繕費用のほか、施設・設備全体に係る修繕費を計上したものでございます。

燃料費及び光熱水費は、火葬件数や火葬日数の増加及び灯油や電気の価格高騰を見込み、それぞれ747万3,000円及び149万9,000円の増額となっております。修繕料は、令和7年度に火葬炉内の耐火れんが全体積替えが完了しましたので、3,591万6,000円の減額となっております。

節の11、役務費13万円は、建物総合損害保険料でございます。

節の12、委託料1億9,137万2,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理、運営に係る経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料6,811万2,000円、総合管理業務委託料3,746万2,000円、庭園管理業務委託料1,086万7,000円などがございます。

火葬業務委託は、長期継続契約満了による契約更新となるため、人件費の高騰や火葬日数増加を踏まえ3,643万2,000円の増額を見込んでおり、総合管理業務委託は、火葬日数増加により182万2,000円の増額となっております。

また、令和8年度は火葬棟の耐震補強や老朽化した電気設備等更新のため、火葬棟耐震補強工事等設計業務委託料として5,651万9,000円を計上させていただきました。

節の13、使用料及び賃借料322万7,000円は、電光表示板等機器借上料などで、電光表示板等機器のリース延長をすることで156万6,000円の減額となっております。

節の17、備品購入費は、老朽化した残灰集塵装置1

台を更新するため、47万3,000円を計上いたしました。

第4款、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費は100万円を計上いたしました。

なお、参考資料として、前年度との比較で主な増減科目・理由及び増減額をまとめた「令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合会計予算の概要」を添付いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第7

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（五間浩） 日程第7、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の量を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するため実施するものでございます。

調査対象物及び調査項目は、排ガスにつきましては、ダイオキシン類、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫酸化物濃度、窒素酸化物濃度を、集じん灰、残骨灰につきましては、ダイオキシン類の含有量を調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は3号炉と10号炉を調査いたしました。

調査日は、2025年10月17日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社東京事業所でございます。

調査結果は下段の表のとおりでございます。

排ガスのダイオキシン類に関しては、火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針による指針値に適合しております。

それ以外の項目については、火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値やダイオキシン類対策特別措置法施行規則に規定する廃棄物焼却炉の処理基準値を参考値としてお示ししております。

3号炉において、集じん灰のダイオキシン類が参考値を上回っておりますが、集じん灰とは電気集じん機に付着した灰のことで、このことにより有害ガスを大気中に放出させない仕組みとなっております。

したがって、参考値以上になったと申しましても、周辺の環境に影響を与えるものではございません。その他の値につきましては、いずれも指針値等を下回っております。

ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き、副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和8年（2026年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 五 間 浩

署名議員 田 島 き く 子

署名議員 わ た な べ 三 枝